諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成28年11月28日(平成28年(行個)諮問第172号) 答申日:平成30年1月29日(平成29年度(行個)答申第184号)

事件名:本人の母の死亡に関して本人の兄が請求した特別遺族一時金に係る調

査復命書等の不開示決定(保有個人情報非該当)に関する件

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

「審査請求人の母の死亡に関して、審査請求人の兄が特定労働基準監督署長に提出した特別遺族一時金請求に係る調査復命書及び添付書類一式(平成18年特定月日)」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定は、妥当である。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、佐賀労働局長(以下「処分庁」という。)が、平成28年8月17日付け佐労発基0817第8号により行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

審査請求人の母の死亡に関して、特定労働基準監督署へ提出した遺族補 償給付請求に係る調査復命書及び添付書類一式(平成19年頃労災認定ず み)

今回、労災請求を行った兄(平成22年特定月日死亡)に変わり個人情報開示請求を行いましたが、平成28年8月17日付けで、個人情報を開示しない旨の決定を受けましたが納得できず、労災申請を行った者の弟である審査請求人に、審査請求人の母の遺族補償給付請求に係る調査復命書及び添付書類一式の開示をして頂きたくお願いいたします。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)本件審査請求人は、平成28年7月15日付けで、処分庁に対して、 法12条1項の規定に基づき、「請求人の母の死亡に関して、特定労働 基準監督署長に提出した遺族補償給付請求に係る調査復命書及び添付書

類一式」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が平成28年8月17日付け佐労発基0817 第8号により不開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求人がこれ を不服として、平成28年8月29日付け(同月31日受付)で審査請 求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件審査請求に際し、処分庁に確認したところ、事実関係として、審査請求人の兄が、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく遺族補償給付請求ではなく、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。)に基づく特別遺族一時金の請求をしていたとのことであるため、本件対象保有個人情報は、請求人の母の死亡に関して、請求人の兄が特定労働基準監督署長に提出した特別遺族一時金請求に係る調査復命書及び添付書類一式である。

(2) 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、死者である被災労働者(請求人の母)に関する情報及び請求人の兄が特別遺族一時金を請求したことに関する情報であり、審査請求人は本件特別遺族一時金請求には関与していないものである。

さらに、本件特別遺族一時金請求に関し、監督署において行われた受 給資格者に係る調査について、審査請求人は被災労働者と同一生計には なかったため、石綿救済法に定める特別遺族一時金の受給権者とは認定 されず、特別遺族一時金の受給権を取得していないことから、当該文書 は請求人における特別遺族一時金請求に関わる情報とは認められない。

なお、過去の答申(平成23年度(行個)答申第19号)において、 審査請求人の父親である被災労働者が生前に行った労災保険給付請求に 関して、請求人が当該請求に関与しておらず、被災労働者の遺族給付の 受給権も取得していないことから、被災労働者の労災保険給付の請求権 を有しているとは認められず、当該請求権の行使に関わる情報である本 件対象保有個人情報は、請求人を本人とする保有個人情報に該当すると は認められない、とされた事例がある。

本件審査請求については、当該答申と同様の解釈により、審査請求人の兄の特別遺族一時金給付の請求権の行使に関わる情報である本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは

認められず、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした原処分は妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

# 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月7日 審議
- ④ 平成30年1月25日 審議

# 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

審査請求人は、「審査請求人の母の死亡に関して、特定労働基準監督署長に提出した遺族補償給付請求に係る調査復命書及び添付書類一式」の開示請求を行ったが、これに対して処分庁は事実関係として、審査請求人の兄が、労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付請求ではなく、石綿救済法に基づく特別遺族一時金の請求をしていたことから、「審査請求人の母の死亡に関して、審査請求人の兄が特定労働基準監督署長に提出した特別遺族一時金請求に係る調査復命書及び添付書類一式」に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして全部不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)の中で、「労災請求を行った兄(平成22年特定月日死亡)に変わり個人情報開示請求を行いましたが、平成28年8月17日付けで、個人情報を開示しない旨の決定を受けましたが納得できず、労災申請を行った者の弟である審査請求人に、審査請求人の母の遺族補償給付請求に係る調査復命書及び添付書類一式の開示をして頂きたくお願いします」としているが、諮問庁は原処分を維持すべきとしていることから、本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について、以下、検討する。

## 2 保有個人情報該当性について

- (1)諮問庁は、本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人 の兄が請求した特別遺族一時金の支給の可否等を判断するために、特 定労働基準監督署において作成又は収集した資料であり、審査請求人 を本人とする保有個人情報に該当しないと説明する。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところ, 次のとおりであった。

ア 特別遺族一時金の受給資格者とは、死亡労働者の配偶者、子、父

- 母,孫,祖父母及び兄弟姉妹であって,次の(ア)及び(イ)のいずれの要件にも該当するものである。
- (ア) 死亡労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた 事実が認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。
  - a 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - b 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、父母及び祖父母が死亡当時55歳以上であること、又は障害の状態にあること
  - c 子及び孫が、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで にあること、又は障害の状態にあること
  - d 兄弟姉妹が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあること、又は障害の状態にあること

なお、上記 a ないし d にいう、障害の状態にあるとは、労働者の死亡の時から引き続き、現に障害等級第 5 級以上の身体障害がある状態又は傷病が治らないで労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加える必要がある程度以上の身体障害がある状態にあることをいう。

- (イ)被災労働者の死亡の時期から一定の期間において、次のいずれ にも該当しないこと。
  - a 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと
  - b 直系血族又は直系姻族以外の養子(届出をしていないが、事 実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったこと
  - c 離縁によって死亡労働者等との親族関係が終了したこと
  - d 子,孫,兄弟姉妹の場合は18歳に達した日以後の最初の3 月31日が終了したこと
- イ 審査請求人は、上記アの特別遺族一時金の受給資格者には該当せず、また、審査請求人の兄の特別遺族一時金の支給請求には関与していない。
- ウ 審査請求人が開示請求を行った時点では、特別遺族一時金を受給 していた審査請求人の兄は死亡しており、また、審査請求人の兄の 未支給の特別遺族一時金もなかったことから、審査請求人が当該未 支給金を相続する余地もない。
- (3)以上を踏まえて検討すると、本件対象保有個人情報は、審査請求人 の兄に関わる情報であると認められるところ、審査請求人は、兄の行 った特別遺族一時金の支給請求に関与しておらず、また、兄の特別遺

族一時金の未支給分を相続しているとは認められないことから、本件 対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当す るとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保 有個人情報に該当するとは認められず、審査請求人は、本件対象保有 個人情報に対する開示請求権を有しないものと認められる。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

# (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子